

8 イベントを行うにあたって（Q&A）

この章では公園内でさまざまなイベントなどの行事を行う際の手続きや留意点についてお知らせします。

質問は、愛護会の皆様から公園緑地事務所に寄せられた質問や、公園利用者や近隣に住んでいる人から寄せられた質問や要望を元にまとめたものです。

また、質問の内容はあくまで一般的なものであるため、公園の形状や地域特性などを考慮に入れながら実施の際に役立てていただけると幸いです。

ここに書いてある内容は愛護会や自治会町内会、子供会、老人会など地域の団体を対象としてかかれたもので、上記以外の団体・個人が申請する場合は判断が異なる場合があります。

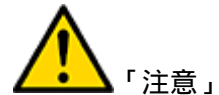
Q1 イベントにともない車を公園内に乗り入れたい？

A 公園内に車を乗り入れる・駐車することは原則として出来ません。しかし、イベント開催にともなう物品を運搬する場合は必要最低限であれば乗り入れることが出来ます。

ただし、その場合は原則として、土木事務所（大規模な公園等の場合は公園緑地事務所）に対して「公園内通行（駐車）許可」を申請し、許可書を車に張り出すことが必要となります。

また、公園入口の車止めに鍵がかかっている場合がありますので、鍵を土木事務所（大規模な公園等の場合は公園緑地事務所）から借り受けてください。

車止めをとった場合は、車止めを安全な場所に管理するとともに、車止めをとった後の穴に人やものが落ちないように適切な対応をお願いします。このような場合に発生した事故については、横浜市では賠償責任を負うことは出来ませんのでご注意ください。



Q2 公園内でバーベキューをすることが出来るの？

A バーベキュー場以外の場所で、一般の人がバーベキューをすることはできません。しかし、愛護会や自治会町内会が主催する地域の行事としてであればバーベキューを行うことは可能です。

実施の際は、バーベキューセットなどを使い、地面に直接火が接しないようにするとともに、煙が近隣の住宅などに及ばないような場所を選ぶなどの配慮が必要です。

また、万が一のことを考え、消火用の水をあらかじめ用意しておいてください。



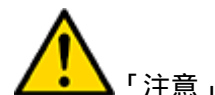
Q 焚き火をしてもいいの？ダイオキシンの心配は？

A 単に、落ち葉を燃やすだけの焚き火はできるだけご遠慮ください。

実施することができるのは、例えば、童謡に出てくる焚き火を子どもに体験させるためであったり、地域の行事としてドンド焼きや焼芋大会をするといったような、目的のはっきりした焚き火となります。

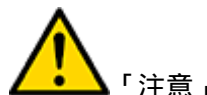
ただし、実施にあたっては、土木事務所（大規模な公園等の場合は公園緑地事務所）に必要な応じて相談するとともに、火災予防条例に基づき、「火煙発生届」を消防署に提出してください。

「火煙発生届」がないと、煙を見た人が火災と勘違いし、消防署に通報し、消防車が出動することがあります。また、消火用の水をあらかじめ用意してください。



また、ダイオキシンが心配という声も聞かれますが、木材や落ち葉などだけを燃やすのであればダイオキシンの心配は基本的にはありません（ビニールやプラスチックは火にくべないで下さい）。ただし、煙の臭いがいやな人もいますので、公園の外に煙やその臭いが出ないように配慮することは必要です。

Q 公園内で花火は出来るの？



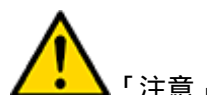
A 市販の子ども用花火を使って、地域の住民がグループ・個人で行うもので危険性がなく、あまり遅い時間までに行わないなど、他の公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、原則として行為許可の申請をすることなく行うことができます。

ただし、打ち上げ花火、ロケット花火や爆竹など 危険なもの、騒音を発生するものは禁止です。

Q お祭りで模擬店で食べ物を出す場合はどうするの？

A 模擬店で販売するものは、熱をきちんと通したものを販売してください。なま物などの販売は食中毒の発生の危険性があるため行わないでください。

また、区役所福祉保健センター生活衛生課に届出を行う必要があります。



Q お祭りで模擬店を出したときの収益の使い道は？

A 収益金は愛護会活動を発展させる重要な資金源となります。

用途は原則として愛護会活動や自治会町内会活動など地域活動に役立ててください。また、行事の収支を回覧板や掲示板で地域の皆さんに報告し、活動の公開性を保ってください。



Q お祭りのときに露天商を入れてもいいの？



A 公園内における販売行為は愛護会などの地域団体などに限定されています。したがって、原則として露天商による露店の出店は出来ません。また、神社の祭礼など宗教団体が行うお祭りは公園内で行うことができません。